

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に基づく、CICの「本人申告制度」を活用した利用制限のご案内

平素より当社クレジットカードをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

2025年3月21日に閣議決定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を踏まえ、指定信用情報機関である株式会社シー・アイ・シー（CIC）の「本人申告制度」をご案内いたします。

■「本人申告制度」とは

クレジット会社は、お申込者様あるいは契約者様からのクレジットやローンの申込み時に行う支払能力の調査にあたり、CICに登録される信用情報を利用する義務があります。

「本人申告」とは、ご自身の浪費を防止したい時などに、ご本人様がCICに対して、特定のコメントを登録できる制度です。

クレジット会社等は、支払能力調査の際に登録されたコメントも併せて確認することで、より適切な与信判断を行うことができます。

■ 詳細・お手続きについて

制度の詳しい内容や、お申込方法につきましては、日本クレジット協会の下記ホームページをご確認ください。

https://www.j-credit.or.jp/customer/balance/index.html?utm_source=member&utm_medium=member_site&utm_campaign=gambling_awareness